

70年の あゆみ



全国市議会議長会

ごあいさつ

全国市議会議長会会長

小泉 昭男

(川崎市議会議長)



全国市議会議長会創立70周年を迎えるにあたり、ごあいさつを申し上げます。

本会は、昭和7年5月21日、石川県金沢市における創立総会において発足いたしました。当時の市数は112市、うち75市の議長が参集し開催されております。

以来70年、歴代会長をはじめ役員市の議長の一方ならぬご尽力により、地方自治の伸展と議会権限の強化はもとより、全国各都市の興隆発展に大きく寄与する全国の市議会議長の連合組織として広範多岐にわたる活動を続けて参りました。

この間にあって本会は、国会、政府、関係機関等へ本会の意思を反映させる為に、議会制度や都市行財政に関する調査研究、地方自治関係の情報広報活動等を積極的に行うとともに、地方六団体に共通する地方行財政等重要課題の解決に向け相携え、積極的に活動を展開して参りました。

平成13年の第77回定期総会では、新たに東京23特別区の議会議長が加入し、698市区議会議長が加盟する全国的な連合組織として充実強化が図られました。

このたび、創立70周年を迎えるにあたり、近時の地方分権一括法や14年4月の地方自治法の改正をはじめ、議員に係る地方公務員等共済組合法の改正等、本会の果たした役割と活動の概要について全国市議会議長会70年のあゆみを概括的にとりまとめました。

近年、地方行財政を取り巻く環境は一層の厳しさを増しつつあり、本会として取り組まなければならない諸課題は、今なお山積している現実を踏まえ、今後とも各市議会議長をはじめ国会、政府、関係各省庁及び各種団体等のご支援とお力添え、ご厚情を賜りたくお願い申し上げ、ごあいさつといたします。

創立より第二次大戦終結まで

【昭和7年～20年】

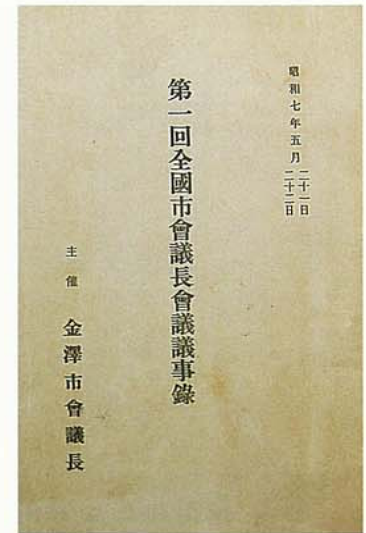
昭和7年5月21日、世情騒然たる5・15事件直後、全国市会議長会として創立。

創立当時、地方ブロック組織は未整備であり、事務局も会長市による持ち回りであった。

当時の地方制度は、地方自治体の組織・運営、市会などが、法律「市制」のもと徹底した中央集権下にあったことから、議会権限、市財政強化など自治権強化に邁進した。



全国市会議長会・創立総会（昭和7年5月21日・金沢市にて）



『第1回全国市会議長会議議事録』

昭和 7年	5月、全国市会議長会創立総会を金沢市で開催、112市中75市の市会議長が出席、会則を制定。 6月、初の実行委員会（議決事項の運動機関）を東京で開催
昭和 11年	8月、永年勤続の市会議長・議員表彰規程創設
昭和 13年	6月、第7回総会で全国市会事務局の東京常設を議決、事務を東京市会事務局内に設置

新しい地方制度の発足と定着 そして進展へ

【昭和21年～46年】

戦後、日本国憲法の施行と同時に地方自治法が施行され、新しい地方自治制度が誕生した。

本会も昭和23年、名称を全国市議会議長会として、戦後の新しい活動が始められた。本会の組織・機構も副会長、監事、相談役の設置などの整備が進められた。

地方自治の整備の一つとして、まず、市議会事務局設置の法制化、市町村民税等の創設、行政事務再配分が図られた。また、昭和28年10月

の町村合併促進法の施行により、市数は、286から31年9月には498へと急増し、新市が続々と誕生した。36年には市議会議員互助会（37年に市議会議員共済会となる）が発足、全国市議会議長会の機関紙として全国市議会旬報も創刊した。

その後、経済の高度成長により、地域開発と都市化が積極的に進められ、新産業都市等の地方振興と広域行政など行政課題が提起されるなか、41年には本会に評議員会制度、地方行政・

地方財政・社会文教・産業経済・建設運輸の行政分野別に常任委員会制度を設置した。

また、個別行政分野の諸課題に対応するため、失業対策、基地、都市行政、石炭対策、公営交通、新産業都市、広域市町村圏などの協議会も

発足した。一方、急激な都市化の進展と産業の発展に伴う公害、環境問題が深刻化したことから、43年2月に本会に公害対策特別委員会を設置した。



天皇陛下拝謁（昭和38年6月26日）大西会長（名古屋市議会議長）の言上



『市議会議員共済給付金関係法規集』



「全国市議会旬報」創刊号（昭和36年7月5日号）（左）



「全国市議会旬報」最新号（平成14年2月25日号）（右）



最初の共通議員章（昭和24年）



現在の共通議員章（昭和42年より使用）



事務局開設当時の市政会館（昭和25年～）



現在の全国都市会館

昭和 23年	8月、全国市議会議長会定期総会として、第14回総会を札幌市で開催。
昭和 24年	11月、本会全国市議会共通議員章を制定
昭和 25年	2月、本会事務局を東京・日比谷の市政会館内に開設。8月、第1回市議会職員研修会を東京で開催。10月、本会慶弔規程を制定
昭和 28年	6月、本会事務局を東京・九段の全国都市会館に移転。11月、定期総会出席の正副議長が初めて天皇陛下に拝謁
昭和 31年	9月、「標準会議規則」「標準委員会条例」を作成
昭和 34年	4月、「標準傍聴規則」を作成
昭和 36年	7月、市議会議員互助会発足、「全国市議会旬報」創刊
昭和 37年	1月、本会主催による第1回海外行政視察団を東南アジアに派遣。12月、全市区議会議員強制加入の市議会議員共済制度発足
昭和 38年	6月、地方自治法第263条の3により本会等地方六団体が全国的連合組織として自治大臣への届出団体となる。
昭和 41年	5月、評議員会、常任委員会制度設置。10月、本会事務局を東京・平河町の全国都市会館へ移転
昭和 43年	2月、公害対策特別委員会を設置
昭和 45年	5月、準会員の沖縄各市議長が正式加盟。7月、第1回幹部職員研修会を東京で開催

地方の時代と安定成長へ

【昭和47年～56年】

経済が安定成長に移行するなか、地方の時代がうたわれ、地方定住構想の推進、財政再建と行財政改革等の新しい課題が提起された。この間、長年の懸案であった地方公務員の定年制導入に向け、本会の活動が活発化し、56年11月に

実現をみた。一方、このようななか、56年2月、現在地に全国都市会館が改築され、本会事務局も移転。翌57年5月には、本会創立50周年を迎えた。



第58回全国市議会議長会定期総会（創立50周年記念）



『全国市議会議長会40年史』及び『50年史』

昭和 47年	5月、本会創立40周年記念総会を東京で開催。『全国市議会議長会40年史』刊行
昭和 48年	5月、本会事務局長制を事務総長制とした
昭和 53年	9月、全国都市会館改築に伴い事務局を一時移転
昭和 56年	2月、全国都市会館竣工、同会館に事務局を移転
昭和 57年	5月、本会創立50周年記念総会を東京で開催。『全国市議会議長会50年史』刊行

行政改革と地方分権の推進

【昭和57年～現在まで】

今日の地方分権の出発点ともいえるべきものは、平成元年12月の臨時行政改革推進審議会（第3次行革審）の「国と地方の関係等に関する答申」といわれる。国民生活重視型行政への転換を図り、地方の自主性、主体性が求められた結果、中央から地方への行政権限の移譲、補助金制度の見直し等が進められることとなった。

本会など地方六団体は、第3次行革審の検討と並行する形で、地方分権の推進の検討に取り組んでいたが、5年6月には、地方分権を積極的に推進するための法の制定と抜本的施策の断行への決意をうたう「地方分権の推進に関する決議」が憲政史上はじめて衆参両議院で採択されるとともに、本会など地方六団体の国会及び

内閣に対する意見提出権が地方自治法第263条の3第2項に規定されたことが、分権推進への大きな糸口となった。5年11月、地方六団体は地方分権推進方策を検討する地方分権推進委員会を発足、6年9月には地方分権推進要綱を盛り込んだ報告書を取りまとめ、内閣と国会に対し地方自治法の規定に基づく初の意見書として提出した。その後、7年5月、地方分権推進法が5年の時限立法（のちに1年延長）で成立、政府は地方分権推進委員会を設置し、10年5月、法制上、財政上の措置等を盛り込んだ地方分権

推進計画を策定した。この間、地方六団体も地方分権推進委員会の議論に対応すべく7年8月、地方分権推進本部を設置した。

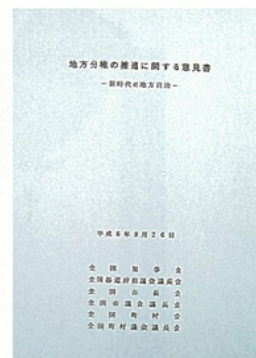
11年7月、機関委任事務制度の廃止などを柱とした地方分権推進一括法が成立、議員定数も条例定数制とされた。12年5月、政務調査費を制度化するなどの地方自治法の一部改正が行われた。14年4月、議員派遣を制度化するなどの地方自治法と議員年金制度の大幅な見直しを行う地方公務員等共済組合法の一部法改正が行われた。



第77回全国市議会議長会定期総会（平成13年5月）東京23特別区が加入



地方分権推進本部設置（平成7年8月10日 都道府県会館・本部前にて）



『地方分権の推進に関する意見書』（平成6年9月26日）

昭和 61年	3月、天皇陛下御在位60年記念式典に会長ほか26市の議長が出席。10月、在職35年以上の議員に対する第1回自治大臣感謝状贈呈が行われた。10月、地方自治法施行40周年・自治制公布百年記念
平成 4年	10月、在職12年以上の議長に対する第1回自治大臣表彰が行われた
平成 5年	6月、地方公共団体の長又は本会等議会議長の全国的連合組織に、国会等への意見提出権を認める地方自治法の一部を改正する法律が、公布・施行
平成 6年	9月、地方六団体が、地方自治法第263条の3第2項に基づく初の意見書を内閣、国会に提出
平成 7年	5月、地方分権推進法が5年間の時限立法として成立（のちに1年間延長）。7月、政府に地方分権推進委員会発足。8月、地方六団体が地方分権推進本部を設置。
平成 8年	2月、失業対策事業費全額国庫負担促進協議会が解散
平成 11年	3月、事務局にパソコンを導入しLANシステムを構築。7月、地方分権一括法が成立、翌12年4月施行
平成 12年	4月、事務局内パソコンネットワークにインターネット環境を導入
平成 13年	5月、会長は東・西ブロック交互とする新選出方式により選出。6月、地方自治法の一部改正で、特別区が基礎的地方公共団体として位置付けられ、新たに東京23特別区の議長が本会に加入。7月、政府に地方分権改革推進会議が発足。12月、ホームページを開設
平成 14年	4月、地方議会議員年金制度の改正に係る地方公務員等共済組合法の一部改正法が成立。

最近の活動から



第113回社会文教委員会（平成13年11月28日 全国都市会館にて）



第32回市議会議員共済会代議員会（平成14年2月14日 全国都市会館にて）



第49回全国市議会事務局職員研修会（平成14年1月24日 日本都市センター会館にて）

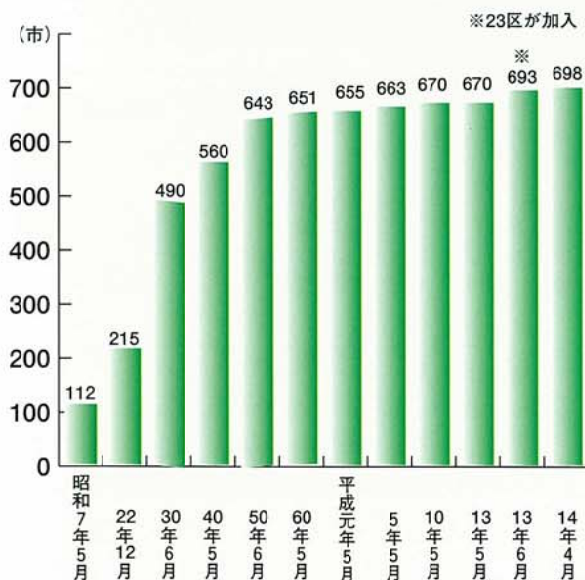


本会編の著作物「全国都市の特色ある施策集」創刊号（昭和55年版）と最新号（平成11年版）



本会資料室（昭和34年4月、「地方議会資料室」開設以来、全国各市例規集、市議会史などの資料を収集）

市（区）の変遷

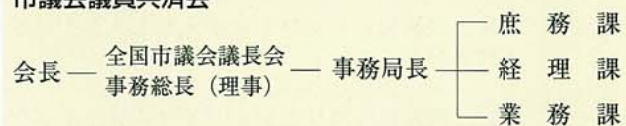


本会事務局組織図

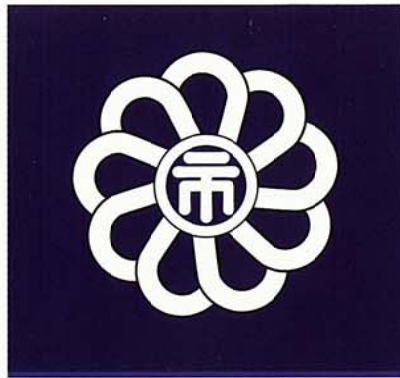
全国市議会議長会



市議会議員共済会



事務局執務風景



歴代会長

	期 間	会長市	会 長 名		期 間	会長市	会 長 名
初 代	昭和 7.5.21～8.4.16	金沢市	沢野外茂次	第28代	34.6.26～35.5.27	横浜市	津村 峯男
第2代	8.4.17～9.4.25	宮崎市	有馬 美利	第29代	35.5.27～36.6.2	"	"
第3代	9.4.26～10.5.13	名古屋市	今堀辰三郎	第30代	36.6.2～37.5.24	"	"
第4代	10.5.14～11.5.15	横浜市	田辺徳五郎	第31代	37.5.24～38.4.30	"	"
第5代	11.5.16～12.4.7	富山市	吉田 清平	第32代	38.6.26～39.5.21	名古屋市	大西 泰助
第6代	12.4.8～13.6.27	高知市	斎藤 琢磨	第33代	39.5.21～40.5.13	福岡市	石村 貞雄
第7代	13.6.28～14.4.24	新潟市	安倍邦太郎	第34代	40.5.13～41.5.26	"	"
第8代	14.4.25～15.5.19	仙台市	梅津 喜一	第35代	41.5.26～42.4.30	札幌市	斎藤 忠雄
第9代	15.5.20～17.1.30	鹿児島市	中摩 直一	第36代	42.6.28～44.6.5	横浜市	小串 靖夫
第10代	17.1.31～17.11.11	大阪市	川畑 清蔵	第37代	44.6.5～46.5.1	仙台市	藤井 勝雄
第11代	17.11.12～18.5.12	東京市	有馬 秀雄	第38代	46.6.24～48.5.31	横浜市	町田善太郎
第12代	18.5.13～21.10.30	別府市	宇都宮則綱	第39代	48.5.31～50.6.25	札幌市	松宮 利市
第13代	21.10.30～22.4.1	別府市	岡 董喜	第40代	50.6.25～52.5.31	岡山市	松本 一
第14代	22.4.1～23.8.24	京都市	富森吉次郎	第41代	52.5.31～54.4.30	千葉市	町野五郎衛
第15代	23.8.25～24.5.3	札幌市	福島 利雄	第42代	54.6.27～56.1.29	北九州市	吉田 浩明
第16代	24.5.4～25.1.16	高松市	藤本 慶一	第43代	56.2.5～56.5.27	新潟市	平田 甚
第17代	25.1.18～26.4.30	横浜市	小沢 二郎	第44代	56.5.27～58.6.29	福山市	門田 武雄
第18代	26.7.26～27.5.8	名古屋市	横井恒治郎	第45代	58.6.29～60.5.29	横浜市	松村千賀雄
第19代	27.5.8～27.6.6	大阪市	田村敬太郎	第46代	60.5.29～62.5.1	盛岡市	千葉 正
第20代	27.7.4～28.5.9	大阪市	清水太一郎	第47代	62.6.25～平成元.5.31	札幌市	吉野 晃司
第21代	28.5.9～29.3.1	京都市	竹内 忠治	第48代	平成元.5.31～2.12.20	福岡市	山崎広太郎
第22代	29.4.13～29.5.12	宇都宮市	高橋 新吉	第49代	3.6.26～5.5.27	横浜市	鈴木 正之
第23代	29.5.12～30.4.30	"	"	第50代	5.5.27～7.3.31	札幌市	見延 順章
第24代	30.6.24～31.5.24	神戸市	伊藤 利勝	第51代	7.6.28～9.5.28	横浜市	嶋村 勝夫
第25代	31.5.24～32.5.24	横浜市	津村 峯男	第52代	9.5.28～11.5.1	盛岡市	藤川 智美
第26代	32.5.24～33.5.8	"	"	第53代	11.6.23～13.5.22	京都市	二之湯 智
第27代	33.5.8～34.6.26	"	"	第54代	13.5.22～現在	川崎市	小泉 昭男